

## 川崎市立川崎病院手術部委員会設置要綱

### (概要)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院手術部委員会（平成23年4月1日から、手術部委員会に名称変更するものとする。以下「委員会」という。）の設置、運営等に関して必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 川崎市立川崎病院院長（以下「院長」という。）の諮問期間としての役割を担って、川崎市立川崎病院手術部門の安全かつ円滑な運営に必要な事項の検討、調査審議及び提言を行うために委員会を設置する。

### (審議事項及び所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議及び決定を行う。

- (1) 手術室を効率的に運営するための必要事項に関すること。
- (2) 手術室を安全に運営するための必要事項に関すること。
- (3) 手術部で購入する物品・器材に関すること。
- (4) 院長からの諮問事項に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

### (組織の構成等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長及び副委員長は、院長が川崎市立川崎病院三役会（以下「三役会」という。）に諮って任命する。
- (2) 副院長が委員長を担当し、委員会を代表、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、委員長の職務を代行する。
- (4) 委員は、各診療科の部（科）長が推薦した者を、院長が、三役会に諮

って任命する。

(5) 書記は、手術室 看護師が担当する。

(任期)

第5条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職務を遂行する。

(1) 任期内に交替する場合は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員長等の再任は、妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(1) 委員会は、8月を除く第二木曜日（その日が休日等の場合は、翌週の木曜日）の12時45分から、開催する。

(2) 委員長は、必要に応じて、臨時に委員会を開催することができる。

(3) 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(4) 委員会において必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又

は説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会で審議された事項は、三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成 23 年 4 月 1 日から、手術部委員会に名称変更するものとする。

附 則

この改正要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。